

大田市告示第50号

大田市障害者日常生活用具費支給事業実施要綱（平成18年大田市告示第69号の5）の一部を次のように改正する。

令和7年3月28日

大田市長 楫野弘和

題名を次のように改める。

大田市障がい者日常生活用具費支給事業実施要綱

第1条中「重度障害者等」を「重度障がい者等」に改める。

第2条中「障害」を「障がい」に改め、同条第2号中「本人又は当該世帯（18歳以上の障害者にあつては本人及び配偶者をいい、障害児にあつては保護者の属する住民基本台帳での世帯をいう。以下同じ。）」を「18歳以上の障がい者及び配偶者」に改める。

第12条第3項中「障害」を「障がい」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条、第4条、第9条関係）

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額	備考	
介 護 ・訓 練 支 援 用 具	特 殊 寝 台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児・者であつて、原則として在宅かつ65歳未満のもの	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に、調整できる機能を有するもの	8年	154,000円	
	特 殊	知的障害が重度又は最重度である知	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又	5年	19,600円	

マ ッ ト	<p>的障がい児及び下 肢又は体幹機能障 害2級以上の身体 障がい児又は1級 の身体障がい者(常 時介護を要する者 に限る)であって、 それぞれ原則とし て在宅かつ3歳以 上65歳未満のも の</p>	<p>は損耗を防止でき る機能を有するも の</p>			
特 殊 尿 器	<p>下肢又は体幹機能 障害1級(常時介護 を要する者に限る) の身体障がい児・者 であって、原則とし て在宅かつ学齢児 以上65歳未満の もの</p>	<p>尿が自動的に吸引 されるもので、障が い児・者又は介護者 が容易に使用し得 るもの</p>	5年	67,000円	
入 浴 担 架	<p>下肢又は体幹機能 障害2級以上(入浴 に介助を要する者 に限る)の身体障が い児・者であって、 原則として在宅か つ3歳以上のもの</p>	<p>障がい児・者を担架 に乗せたままリフ ト装置により入浴 させるもの</p>	5年	82,400円	

体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 (下着交換等に家族他を要する者に限る) の身体障がい児・者であって、原則として在宅かつ学齢児以上 6 5 歳未満のもの	障がい児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年	1 5 , 0 0 0 円	
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい児・者であって、原則として在宅かつ 3 歳以上 6 5 歳未満のもの	介護者が重度身体障がい児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	1 5 9 , 0 0 0 円	
訓練いす	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい児であって、原則として在宅かつ 3 歳以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5 年	3 3 , 1 0 0 円	
訓練用	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい児であって	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年	1 5 9 , 2 0 0 円	

	ベッド	て、原則として在宅かつ学齢児以上のもの				
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害を有する身体障がい児・者であつて、原則として在宅かつ学齢児以上65歳未満のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児・者であつて、原則として在宅かつ学齢児以上65歳未満のもの	障がい児・者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	8年	4,450円	手すりを便器に取り付ける場合は5,400円を加えた額とする。
	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）を有する身体	T字状又は棒状の本つえであり、障がい者が容易に使用し得るもの（夜光材を付けることができる）	3年	木製 2,310円 金属製 3,150円	夜行材付とした場合は、430円（全面夜行材付と

	障がい者であって、原則として65歳未満のもの				した場合は1,260円)を加えた額とする。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は267円を加えた額とする。
移動・移動乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害(家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。)を有する身体障がい児・者又は視覚障害により移動等に著しい困難を有する児・者であって、原則として在宅	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ① 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ② 転倒予防、立ち	5年	60,000円	

	かつ3歳以上65歳未満のもの	上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具（視覚障がい児・者の場合にあっては、移動を円滑に行うための用具に限る）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。			
車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する身体障がい児・者であって、在宅かつ3歳以上65歳未満のもの	地面と屋内床面の高低差が1メートル程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態で昇降が可能なもの。	10年	260,000円	
頭部保護帽	知的障害が重度又は最重度又は精神障害1級であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい児・者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。ただし、オーダーメイドは身体障がい児・者に	3年	非プラスチック製 15,656円 プラス	基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものと

	又は精神障がい者 (それぞれ在宅の 者に限る)及び平衡 機能又は下肢若し くは体幹機能障害 (移動等において 介助を必要とする 者に限る)を有する 身体障がい児・者で あって、原則として 3歳以上のもの	限る。		チック 製 37,8 52円	し、レデ イメイド による製 品につい ては基準 額の8 0%の範 囲内の額 とする。
特 殊 便 器	知的障害が重度又 は最重度であり、訓 練を行っても自ら 排便後の処理が困 難な知的障がい 児・者及び上肢障害 2級以上の身体障 がい児・者であっ て、原則として在宅 かつ学齢児以上6 5歳未満の者	足踏ペダルで温水 温風を出し得るも の及び介護してい る者が容易に使用 し得るもので温水 温風を出し得るも の。ただし、取替え に当たり住宅改修 を伴うものを除く。	8年	151, 200 円	
火 災 警 報	知的障害が重度又 は最重度である知 的障がい児・者及び 精神障害1級であ	室内の火災を煙又 は熱により感知し、 音又は光を発し屋 外にも警報ブザー	8年	15,5 00円	

器	る精神障がい者及び障害等級2級以上を有する身体障がい児・者であって、原則としてそれぞれ在宅かつ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る)	で知らせ得るもの			
自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円	
電磁調理器	知的障害が重度又は最重度である知的障がい者及び視覚障害2級以上の身体障がい者であって、原則として在宅のもの(当該世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯で	障がい者が容易に使用し得るもの	5年	41,000円	

	ある場合に限る)				
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	視覚障害 2 級以上 の身体障がい児・者 であって、原則とし て在宅かつ学齢児 以上のもの	障がい児・者が容易 に使用し得るもの	1 0 年	7, 0 0 0 円	
聴 覚 障 が い 者 用 屋 内 信	聴覚障害 2 級以上 の身体障がい者で あって、原則として 在宅のもの(当該者 の世帯が単身世帯 及びこれに準じる 世帯で日常生活上 必要と認められる 場合に限る)	音、音声等を視覚、 触覚等により知覚 できるもの	1 0 年	8 7, 4 0 0 円	

	号 装 置					
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	透 析 液 加 温 器	腎臓機能障害3級 以上で自己連続携 行式腹膜灌流 (CAPD)による透 析療法を行う身体 障がい者であって、 原則として在宅の もの	透析液を加温し、一 定温度に保つもの	5年	51,500円	
	ネ ブ ラ イ ザ ー (吸 入 器)	呼吸器機能障害3 級以上又は同程度 の身体障がい児・者 であって必要と認 められるもので、原 則として在宅かつ (学齢児以上のもの	障がい児・者が容易 に使用し得るもの	5年	36,000円	
	電 気 式 た ん	同上	障がい児・者が容易 に使用し得るもの	5年	56,400円	

吸引器					
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者であって、原則として在宅のもの	障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円	
視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の身体障がい児・者であって、原則として在宅かつ学齢児以上のもの（当該世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯である場合に限る）	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円	
視	視覚障害2級以上	視覚障がい者が容	5年	18,0	

<p>覚 障 が い 者 用 体 重 計</p>	<p>の身体障がい者であ って、原則としての 在宅のもの（当該者 の世帯が単身世帯 及びこれに準じる 世帯である場合に 限る）</p>	<p>易に使用し得るも の</p>		<p>00円</p>	
<p>動 脈 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 （ パ ル ス オ</p>	<p>医療保険における 在宅酸素療法を行 うか、又は人工呼吸 器を常時必要とす る者で医師意見書 により呼吸管理上 必要と認められた 者</p>	<p>呼吸状態を継続的 にモニタリングす ることが可能な機 能を有し、対象者が 容易に使用しうる もの。</p>	<p>5年</p>	<p>157, 500 円</p>	

	キ シ メ ー タ ー)					
情 報 ・意 思 疎 通 支 援 用 具	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声機能若しくは言語機能障がい児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいをも有するもので原則として在宅かつ学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円	
情 報 ・通 信 支 援 用 具		上肢機能又は視覚障害2級以上であって必要と認められる身体障がい児・者で、原則として在宅かつ学齢児以上のもの	パーソナルコンピュータの使用を補助する機能を有した周辺機器及びアプリケーションソフトであって、障がい児・者が容易に使用し得るもの	5年	100,000円	
人 工 内		聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用している	スピーチプロセッサなどの外部装置で対象者が容易に	5年	300,000円	

耳 用 外 部 装 置	もの	使用し得るもの			
人 工 内 耳 用 空 気 亜 鉛 電 池	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用しているもの（空気亜鉛電池と充電式電池・充電器の併給は不可）	スピーチプロセッサなどの外部装置に適合したものであり、対象者が容易に使用できるもの		2,500円	月額。
人 工 内 耳 用 充 電 式 電 池	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用しているもの（空気亜鉛電池と充電式電池・充電器の併給は不可）	スピーチプロセッサなどの外部装置に適合したものであり、対象者が容易に使用できるもの	1年	10,000円	

池					
人工内耳用充電器	聴覚障がい児・者であって、現に人工内耳を装用しているもの（空気亜鉛電池と充電式電池・充電器の併給は不可）	人工内耳用充電式電池に適合したものであり、対象者が容易に使用できるもの	3年	25,000円	
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、在宅かつ必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円	
点字器	視覚2級以上の身体障がい児・者であって、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	視覚障がい児・者が容易に使用し得るものであって、標準型は両面書（A：32マス18行の真鍮板製、B：32マス18行のプラスチック製）のもの、携帯用は片面書	標準型 7年 携帯用 5年	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円 携帯用A 7,416円	基準額には点筆を含む。

		(A: 32マス4行 のアルミニウム 製、B: 32マス1 2行のプラスチック 製)のもの		携帯用B 1,699円	
点 字 タ イ プ ラ イ タ ー	同上(ただし、在宅 のものに限る。)	視覚障がい児・者が 容易に使用し得る もの	5年	63,100円	
視 覚 障 が い 者 用 ポ ー タ ブ ル	視覚2級以上の身 体障がい児・者であ って、原則として在 宅かつ学齢児以上 のもの	音声等により操作 ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、 DAISY方式による 録音及び当該方式 により記録された 図書の再生が可能 な製品であって、視 覚障がい児・者が容 易に使用し得るも の	6年	録音再 生機 85,000円 再生専 用機 35,000円	

レ コ ー ダ ー					
視 覚 障 が い 者 用 活 字 文 書 読 上 げ 装 置	同上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円	
視 覚 障 が い	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として在	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）を	8年	198,000円	

者 用 拡 大 読 書 器	宅かつ学齡児以上 のもの	モニターに映し出 せるもの			
視 覚 障 が い 者 用 時 計	視覚障害2級以上 の身体障がい者で あって、原則として 在宅のもの（なお、 音声時計は、手指の 触覚に障がい等が あるため触読式時 計の使用が困難な 者を原則とする）	視覚障がい者が容 易に使用し得るも の	10 年	触読式 10,3 00円 音声式 13,3 00円	
聴 覚 障 が い 者 用 通 信 装	聴覚障がい児・者又 は発声・発語に著し い障がいをも有する 身体障がい児・者で あり、コミュニケー ション、緊急連絡等 の手段として必要 と認められるもの であって、原則とし て在宅かつ学齡児	一般の電話に接続 することができ、音 声の代わりに、文字 等により通信が可 能な機器であり、障 がい児・者が容易に 使用し得るもの	5年	71,0 00円	

置	以上のもの				
聴 覚 障 が い 者 用 情 報 受 信 装 置	在宅の聴覚障がい 児・者であって、本 装置によりテレビ の視聴が可能にな るもの	字幕及び手話通訳 付きの聴覚障がい 者用番組並びにテ レビ番組に字幕及 び手話通訳の映像 を合成したものを 画面に出力する機 能を有し、かつ、災 害時の聴覚障がい 者向け緊急信号を 受信するもので、聴 覚障がい児・者が容 易に使用し得るも の	6年	88,900円	
人 工 喉 頭	喉頭摘出を行った 言語障がい児・者	言語障がい児・者が 容易に使用し得る もの	笛式 4年 電動 式 5年	笛式 5,150円 電動式 72,203円	笛式につ いては気 管カニュー ーレ付と した場合 は3,255円を 加えた額 とする。 電動式に ついては

					電池又は充電器を含む。
点 字 図 書	主に情報の入手を点字により行っている在宅の身体障がい児・者	点字により作成された図書（雑誌等は除く。）であり、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。	—	福祉事務所長が認めた額	
排 泄 管 理 支 援 用 具 （ 蓄 便 袋 ・ 蓄 尿 袋）	人工肛門又は人工膀胱（ストマ）を造設した身体障がい児・者	蓄便袋は密封型又は下部開放型の収納袋、蓄尿袋は密封型の収納袋及び尿処理用のキャップ付であって、共に低刺激性の粘着剤を使用したラテックス製又はプラスチック製であるもの。月額は皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む価格とする。	—	蓄便袋 8,858円 蓄尿袋 11,639円	月額。

紙 お む つ 等 (紙 お む つ、 洗 腸 用 具、 サ ラ シ、 ガ 一 ゼ、 脱 脂 綿)	治療によって軽快 の見込みのないス トマ周辺の皮膚の 著しいびらん、スト マの変形のためス トマ用装具を装着 することができな い身体障がい児・者 並びに先天性疾患 (先天性鎖肛を除 く)に起因する神経 障害による高度の 排尿機能障害又は 高度の排便機能障 害のある身体障が い児・者及び先天性 鎖肛に対する肛門 形成術に起因する 高度の排便機能障 害のある身体障が い児・者若しくは脳 性麻痺等脳原性運 動機能障害により 排尿若しくは排便 の意思表示が困難 な身体障がい児・者	ストマ用装具の代 換品として使用で きる物であって、洗 腸用具については 耐用期間が6ヶ月 程度であるもの(た だし、排便・排尿の 何れにも機能障害 のある場合は、スト マ用装具蓄便袋・蓄 尿袋の合計額を交 付できる)	—	蓄便袋 代替品 8, 85 8円 蓄尿袋 代替品 11, 6 39円 児童用 代替品 12, 3 60円 洗腸用 具 17, 7 16円	月額(た だし、洗 腸用具に ついて は、6か 月分の 額)。
--	--	--	---	---	---

<p>尿管器（男性用・女性用）</p>	<p>高度の排尿機能障害のある身体障がい児・者</p>	<p>男性用は普通型及び簡易型とも採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたものであって、ラテックス製又はゴム製であるもの。 女性用は普通型については耐久性ゴム製採尿袋を有するもの、簡易型についてはポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付であって採尿袋20枚で1組であるもの。</p>	<p>1年</p>	<p>男性用A 8,085円 男性用B 5,985円 女性用A 8,925円 女性用B 6,195円</p>	
<p>住宅改修費用</p>	<p>居宅生活活動制限補助用</p>	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する身体障がい児・者又は視覚障害により移動等に著しい困難</p>	<p>—</p>	<p>200,000円</p>	

	具 を有する児・者であ って原則として在 宅かつ学齢児以上 65歳未満のもの であって、障がい程 度が、各々3級以上 のもの(特殊便器へ の取替えをする場 合は、上肢障害2級 以上)				
--	---	--	--	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の「上肢、下肢又は体幹機能障害」に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、「サウンドマスター」、「聴覚障がい者用目覚時計」及び「聴覚障がい者用屋内信号灯」を含む。
- 3 支給対象者が難病患者等である場合は、医師等により難病患者等であることを証明された書類及び用具の必要性が意見された書類により支給対象者等の判断を行うものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。